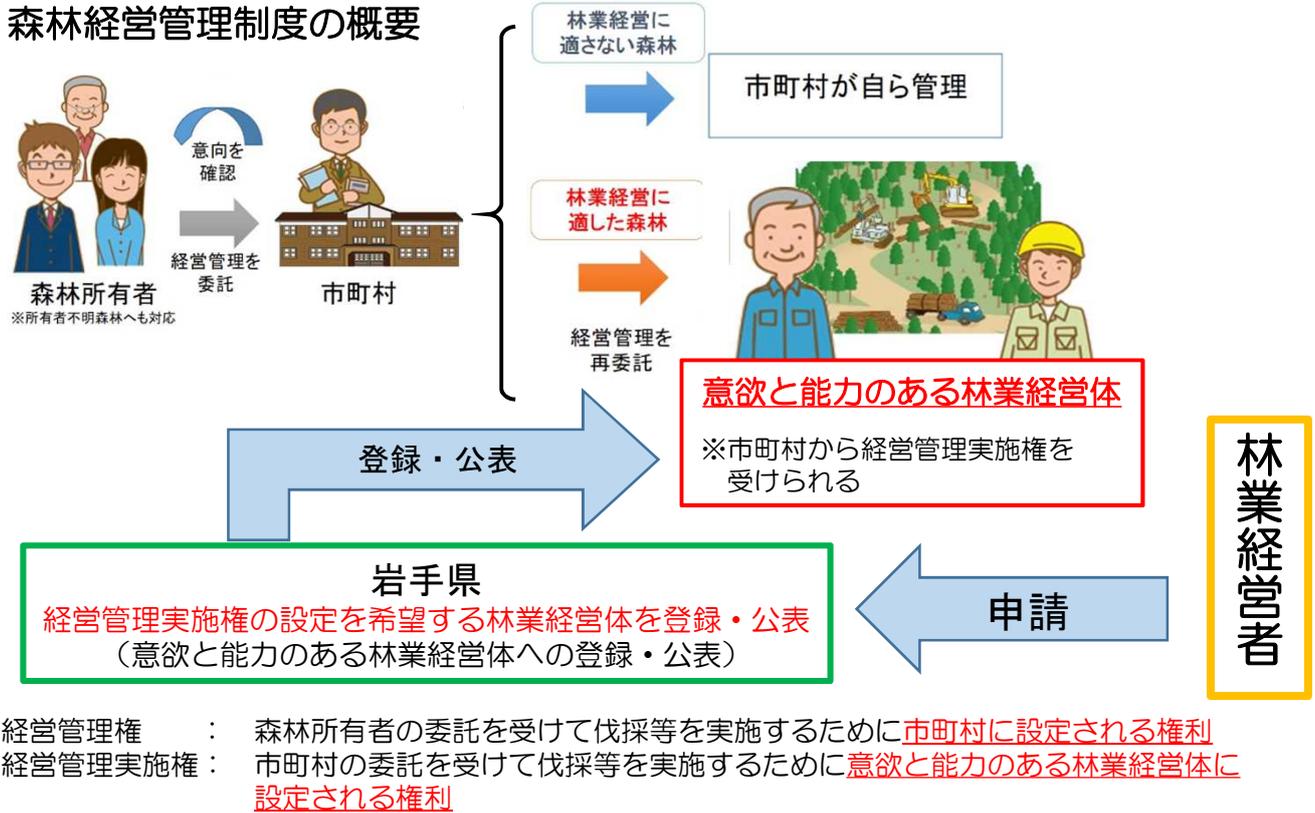


「意欲と能力のある林業経営体」への登録を希望される方へ

- 1 令和元年度から森林経営管理法に基づく森林経営管理制度がスタートしました。
- 2 森林経営管理制度は、経営管理が行われない森林について、市町村が森林所有者から委託を受け、「意欲と能力のある林業経営体」に再委託すること等により、森林経営の効率化と森林の管理の適正化を一体的に促進するものです。
- 3 市町村から再委託を受けることができる「意欲と能力のある林業経営体」については、県が募集及び登録を行っています。

森林経営管理制度の概要



◆募集について

対象となる方

岩手県内に主たる事務所を持ち、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている者
(森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わない)

申請・登録の流れ

- ①申請書の様式に記載し、必要な添付書類とともに主たる事務所の所在市町村を管轄する振興局等に提出
(林業労働力の確保の推進に関する法律第5条の認定を受けた認定事業主は、添付書類の一部を省略できる)
- ②県が定める基準(裏面参照)に合致するかどうか審査を実施
- ③基準に合致した林業経営体を、岩手県意欲と能力のある林業経営体名簿に登録、県のホームページ上で公表

申請時期

年4回(広域振興局等への〆切:5月中、8月中、11月中、1月中)

※提出期限については、主たる事務所の所在市町村を管轄する広域振興局長等にお問合わせください。

登録期間

原則として登録日から5年

(ただし、認定事業主は、改善計画の認定期間と同一期間となります)

◆基準について

- 1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。
 以下の(1)～(9)の項目のうち、当該林業経営体の**事業内容に該当する項目の基準を全て満たしていること**。ただし、(3)、(4)、(6)、(7)に関しては、1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含める。

項 目	基 準	
(1) 施業集約化の取組	どちらかに該当	ア 地域の森林経営の主体となり施業の集約化等により、生産性の高い森林経営を実践している イ アと同様に施業の集約化等の取組を今後実践する
(2) 生産量の増加又は生産性の向上	どちらかに該当	ア 5年間で約2割の増加(向上)又は3年間で約1割の増加(向上)の目標 イ 既に一定の基準(生産量に関し5,000m ³ /年、生産性に関しては、間伐8m ³ /人日、主伐11m ³ /人日)以上の実績がある場合は、現状以上の目標
(3) 生産管理又は流通合理化等	ア、イの両方又はウに該当	ア 生産管理 ・作業日誌の作成・分析による進捗管理 イ 流通合理化等 ・製材工場等需要者と直接的な取引又は、木材流通業者や森林組合系統などを通じた共同販売・共同出荷等 ウ アとイを1年以内に取り組む
(4) 主伐後の再造林の確保	どちらかに該当	ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有する イ アを1年以内に取り組む
	どちらかに該当	ア 森林所有者への働きかけにより再造林など主伐後の適切な更新に取り組んでいる イ アを1年以内に取り組む
(5) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保	どちらかに該当	ア 素材生産又は造林・保育で3年以上の実績 イ 所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上
(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	どちらかに該当	ア 既に行動規範等を策定・遵守 イ アを1年以内に策定し遵守する
(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策	ア、イの両方又はウに該当	ア 雇用管理の改善 ・現場作業職員の常用化などの雇用の安定化 ・現場作業職員への月給制度や週休2日制の導入、検討 ・計画的な研修実施などの教育訓練の充実 ・現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入 イ 労働安全対策の実行 ・リスクアセスメントの実施 ・防護具等の着用の徹底(チェーンソー用防護ズボン、ブーツ、ヘルメット等) ・作業現場の安全巡回 ウ アとイを1年以内に行う
(8) コンプライアンスの確保	全てに該当	ア 職員に対してコンプライアンスの教育を行っている イ 業務に関連して法令に違反していない(軽微な場合を除く) ウ 国、県、市町村から、入札参加資格の指名停止を受けていない
(9) 常勤役員の設置	該当	・法人等においては、常勤の役員を設置している

2 経営管理を確実にを行うために経理的な基礎を有すると認められること

項目	基準	
(1) 経理状況	両方に該当	ア 経理状況が良好（※） ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書又は類似する書類 イ 経営管理実施権の設定を受ける森林管理に関する経理を他と分離できる

※ 「経理状況が良好」とは、法人の場合は、以下の1、2の全てを、個人の場合は、以下の3に該当していること

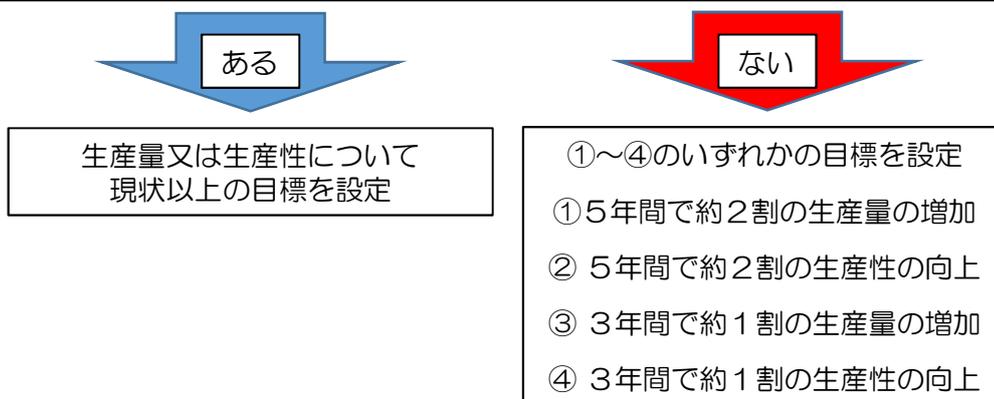
- 1 自己資本比率が0%未満でないこと（**債務超過でないこと**）
- 2 **経常利益金額等**（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が**直近3年間に於いて全てマイナスとなっていないこと**
- 3 直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはならないこと

◆参考

現在の事業の体制について、「直営」又は「請負」、「両方」のどちらか
 ※「直営」：自らで、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体を指す
 「請負」：他者に造林、保育、素材生産等の林業生産活動を請け負わせている経営体を指す

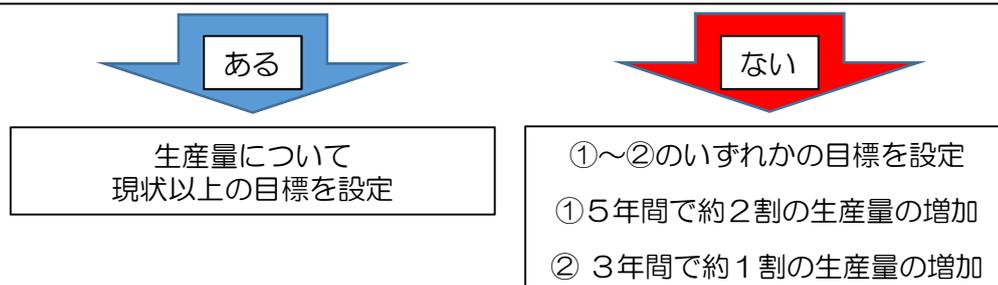
パターン1：【「直営」又は「両方」の体制の場合】

経理状況が良好な上で、申請しようとする前の会計年度の実績において一定の基準（生産量に関し5,000m³/年、生産性に関しては、間伐8m³/人日、主伐11m³/人日）以上の実績がある



パターン2：【「請負」の体制の場合】（※生産性を管理している場合は、生産性を目標にしても良い）

経理状況が良好な上で、申請しようとする前の会計年度の実績において一定の基準（生産量に関し5,000m³/年）以上の実績がある



◆申請書の入手方法・お問い合わせ先

申請書は、下記の岩手県農林水産部森林整備課のホームページからダウンロードできます。
「岩手県意欲と能力のある林業経営体の登録・公表について」
(<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/ringyou/keiei/1021374.html>)

お問い合わせ先	電話番号	管轄市町村
農林水産部森林整備課 計画担当（普及・担い手）	019-629-5785	県内全域
盛岡広域振興局林務部林業振興課	019-629-6611	盛岡市、八幡平市、滝沢市、 雫石町、葛巻町、岩手町、 矢巾町、紫波町
花巻農林振興センター林業振興課	0198-22-4932	花巻市、北上市、西和賀町
遠野農林振興センター林務課	0198-62-9933	遠野市
県南広域振興局林務部林業振興課	0197-22-2871	奥州市、金ヶ崎町
一関農林振興センター林業振興課	0191-26-1893	一関市、平泉町
大船渡農林振興センター林業振興課	0192-27-9925	大船渡市、陸前高田市、住田町
沿岸広域振興局農林部農林調整課 林業振興チーム	0193-27-5524	釜石市、大槌町
宮古農林振興センター林務室林業振興課	0193-64-2215	宮古市、山田町
岩泉林務出張所	0194-22-3113	岩泉町、田野畑村
県北広域振興局林務部林業振興課	0194-53-4984	久慈市、洋野町、普代村、野田村
二戸農林振興センター林務室林業振興課	0195-23-9204	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村

令和6年12月 岩手県農林水産部森林整備課作成